

# 「り災証明書」について



総務部税務課  
☎22-1121

「り災証明書」の被害判定区分によって支援内容が異なる場合がありますので、被害判定区分（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）をお確かめのうえ、各制度の内容をご確認願います。

## ◆被害状況調査

被害状況調査は、栗原市が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づいて、建物の所有者等からの依頼を受け、建物の損傷の程度及び状況を調査し、被害の程度を判定します。

まだ、「り災証明書」発行のための被害状況調査がお済でない方は、速やかに調査申請を行ってください。

◆申請期限 令和4年8月31日まで

## ◆申請先

税務課、または各総合支所市民サービス課

◆手数料 無料

## ◆申請に必要なもの

- 被害状況がわかる写真や修繕の見積書など
- 身分証明書（運転免許証など）

## ◆被害判定の区分

災害による住家の被害判定については、被害状況調査を実施し、次の区分により判定します。

### 住家の被害判定区分

被害判定区分	被害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上
中規模半壊	30%以上
半壊	20%以上
準半壊	10%以上
一部損壊	10%未満

# 「被災証明書」について



市民生活部市民課  
☎22-3211

被災証明書は、住家以外のもの（店舗、作業場、家財、車など）で、災害による被害があった事を証明する書類です。

◆受付開始 令和4年7月19日から

◆申請先 各総合支所市民サービス課

◆申請方法 各総合支所市民サービス課窓口に備え付けの「被災証明願」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。

◆手数料 無料

## ◆申請時に必要なもの（次の3つのうち、いずれか）

- 被害状況がわかる写真
- 被害状況がわかる関係書類（修理に伴う見積書・領収書など）
- 被害状況の「申立書」（上記1と2を提示できない場合に使用）

※申請時には運転免許証などの身分証明書を持参願います。

※法人所有物などの被害については、法人名及び代表者名での申請をお願いします。

※市に住居登録していない人が市内で被災した際の申請は、問い合わせください。